

【概要と目的】

民間等が行う省エネ改修工事に対し、改修後の省エネ性能表示をすること等を要件に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する



社会全体の建築物ストックの省エネ改修等が促進することを期待

【建築物の改修工事における支援対象のイメージ】

躯体の省エネ改修
天井、外壁等(断熱)
開口部(複層ガラス、二重サッシ等) 等

高効率設備への改修
空調、換気、給湯、照明 等

断熱材
(例:グラスウール)

窓サッシ・窓ガラス
(例:複層ガラス)

BELS
Building Energy Labeling System

省エネ性能の表示

※省エネ改修工事に併せて実施するもの

【事業の要件】

以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の改修工事

- ①躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
- ②改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
(ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上)
- ③改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④改修後に耐震性を有すること
- ⑤省エネ性能を表示すること
- ⑥事例集への情報提供に協力すること 等

【補助額・スケジュール等】

<補助対象> (省エネ改修工事・バリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示)に要する費用

<補助率> 補助対象工事の1/3

<限度額> 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)
※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能

<事業期間> 原則として当該年度に事業が完了